

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、個人住民税・森林環境税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	つがる市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 〈番号法に基づく事務〉 番号法別表24に基づいて、地方税法に関する事務について、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を中間サーバーへ副本登録する。 〈地方税法に基づく事務〉 ①住民や税務署等から提出された住民税申告書や確定申告書及び給与、年金支払者から提出された給与等の支払報告書等の賦課資料をもとに住民税の賦課決定を行う。 ②税務署や他市町村等に対する所得及び扶養等の調査により、課税内容に変更が発生した際に、住民税額の減額及び増額の賦課決定を行う。 ③他自治体より回送された給与支払報告書等の課税資料等の受理や住民登録外課税通知書の紙面及び電子データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知書電子データの送受信を行う。
③システムの名称	1. 標準住民税システム 2. 標準収納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

1. 市・県民税賦課ファイル
2. 市・県民税申告ファイル
3. 市税還付ファイル
4. 市税収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表24（地方税）の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 地方税法第20条の11（事業者等への協力要請） 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	---

②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政部 税務課、収納課	
②所属長の役職名	税務課長、収納課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 税務課 市民税係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-1107 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: zeimuka@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2163 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 税務課 市民税係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-1107 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: zeimuka@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2163 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [委託しない]		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む文書を外部へ発送する際は二重チェックを実施し、封入誤り等の人為的ミスの発生を抑制している。また、書類保管に関しても、施錠できる書棚等に保管することで漏えい、毀損リスクを回避している。データの移行等に関しても、施錠機能のあるUSBメモリを使用し、データ移行時には事前に目的やデータの種別等を確認した上で、上長の許可を得た後に移行されるよう端末制御を行っており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲で制限されている。そのため、担当業務外の紐付けが行われるリスク対策は十分であると思われる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 評価書名	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年6月20日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 3. 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	つがる市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	つがる市は、個人住民税・森林環境税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年6月20日	I「関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	
令和7年6月20日	I「関連情報」 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項及び別表24の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和7年6月20日	I「関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	
令和7年6月20日	II「しきい値判断項目」 1	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和6年6月16日	II「しきい値判断項目」 2	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年6月16日	I「関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	つがる市は、地方税及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①住民・税務署から提出された申告情報、事業所・年金保険者から提出された支払報告書等の賦課資料又は調査等による住民税額の算出、賦課 ②住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書、所得証明書、納税証明書等の証明書の発行 ③特別徴収に関する、特別徴収義務者等からの特別徴収の手続きに係る届出書の受理及び特別徴収義務者等への通知 ④他自治体からの調査回答や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送信、他自治体への税務調査実施や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信 ⑤市税の収納、還付、充当等の収納管理事務 ⑥督促状等送付や滞納整理事務	つがる市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 〈番号法に基づく事務〉 番号法別表24に基づいて、地方税法に関する事務について、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を中間サーバーへ副本登録する。 〈地方税法に基づく事務〉 ①住民や税務署等から提出された住民税申告書や確定申告書及び給与、年金支払者から提出された給与等の支払報告書等の賦課資料をもとに住民税の賦課決定を行う。 ②税務署や他市町村等に対する所得及び扶養等の調査により、課税内容に変更が発生した際に、住民税額の減額及び増額の賦課決定を行う。 ③他自治体より回送された給与支払報告書等の課税資料等の受理や住民登録外課税通知書の紙面及び電子データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知書電子データの送受信を行う。 ④住民税の還付(公金受取口座)	事後	
令和8年6月16日	I「関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	1. 住民税システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ	1. 標準住民税システム 2. 標準収納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月16日	特定個人情報ファイル名	1. 市・県民税賦課ファイル 2. 市・県民税申告ファイル 3. 市税還付ファイル	1. 市・県民税賦課ファイル 2. 市・県民税申告ファイル 3. 市税還付ファイル 4. 市税収滞納ファイル	事後	
令和8年6月16日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表24の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	1. 番号法第9条第1項及び別表24（地方税）の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 地方税法第20条の11（事業者等への協力要請） 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）	事後	
令和8年6月16日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	つがる市役所 財政部 税務課 固定資産税係	つがる市役所 財政部 税務課 市民税係	事後	
令和8年6月16日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	つがる市役所 財政部 税務課 固定資産税係	つがる市役所 財政部 税務課 市民税係	事後	
令和8年6月16日	Ⅱ「しきい値判断項目」 1	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月16日	Ⅱ「しきい値判断項目」 2	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月16日	4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	【○】委託しない	十分である	事後	
令和8年6月16日	5. 特定個人情報の提供・移 転（委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く）	【○】委託しない	十分である	事後	
令和8年6月16日	6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	【○】接続しない（提供）	十分である	事後	
令和8年6月16日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管している。また、セキュリティUSBメモリを使用し、さらに事前に許可を得ないと使用できないよう端末制御を行っており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分である。	特定個人情報を含む文書を外部へ発送する際は二重チェックを実施し、封入誤り等の人為的ミスの発生を抑制している。また、書類保管に関しても、施錠できる書棚等に保管することで漏えい、毀損リスクを回避している。データの移行等に関しても、施錠機能のあるUSBメモリを使用し、データ移行時には事前に目的やデータの種別等を確認した上で、上長の許可を得た後に移行されるよう端末制御を行っており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考ええる。	事後	